

小児慢性特定疾病指定医の更新申請に関するご案内

日頃より、小児慢性特定疾病医療費助成制度にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

小児慢性特定疾病指定医の指定を受けられている方は、現在受けている指定の有効期間満了日以内に更新申請を行ってください。

- * 本紙は、令和 年 月 日現在、小児慢性特定疾病指定医の指定を受けている皆様の内、有効期間が令和 年 月 日から令和 年 月末で満了を迎える指定医の皆様にお送りしております。既に辞退等の申請をご提出いただいている場合など、行き違いがございましたら、ご容赦ください。

1 申請方法

以下3点を下記提出先に郵送でご提出ください。

①小児慢性特定疾病指定医更新申請書

- * 同封している申請書又はホームページに掲載している申請書をダウンロードしてお使いください。
- * 記入例を参考にご記入をお願いします。
- * 主たる勤務先の医療機関以外において医療意見書を作成する場合には、裏面の勤務先医療機関欄にその医療機関の記入をしてください。(申請先となる江戸川区に所在する医療機関に限ります。その他地域の医療機関については、担当地域の自治体にご申請ください。)

②小児慢性特定疾病指定医指定通知書の写し

③医師免許証の写し(該当者のみ)

- * 氏名、医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合ご提出ください。

2 提出期限

有効期間満了日の1か月前までに必着

上記期間内に更新申請書類を御提出いただいた場合の指定医有効期間は、有効期間満了日の翌日から5年間となります。

なお、指定小児慢性特定疾病指定医指定通知書の発行は、更新申請の状況により、お時間をいただく場合がございます。

3 更新申請書類提出先及び問い合わせ先

〒132-8501

東京都江戸川区中央 1-4-1

江戸川区役所障害者福祉課医療給付係 小慢担当

電話：03-5662-1414

4 ホームページ等

(1) 本紙の内容は江戸川区ホームページにも掲載しております。

江戸川区ホームページ

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kenko/iryo/iryo/josei/shouni-mansei-shitei.html>

※ 江戸川区ホームページ内のサイト内検索で「小児慢性特定疾病指定医 申請」と検索いただきますと該当のページが最上位に出てきます。

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度については小児慢性特定疾病情報センターホームページで御確認ください。

小児慢性特定疾病情報センターホームページ

<https://www.shouman.jp/>

〈 参考 〉

○制度概要

小児慢性特定疾病医療費助成制度では、医療費助成の申請のための医療意見書を作成する医師は、予め区長等に指定された「指定医」であることと定められています。

児童福祉法において、指定医の指定の有効期間は5年間を超えない期間とされており、江戸川区では、申請日から5年間としております。

○指定医の要件

以下の①及び②の要件を満たした上で、③又は④のどちらかの要件を満たすこと。

①疾病の診断又は治療に5年以上（臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有すること。

②診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。

③厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。

④区長等が行う研修を修了していること。